

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第38号

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則の一部を改正する規則

原木しいたけ経営緊急支援資金貸付規則（平成24年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
<u>貸付</u> の対象となる損害補填資金	1 被害生産者ごとの貸付限度額	<u>貸付け</u> の対象となる損害補填資金	1 被害生産者ごとの貸付限度額
[略]		[略]	
被害生産者がしいたけ栽培のための原木の購入価格が平成20年4月から平成23年3月までの平均購入価格と比較して増加したことその他当該原木の調達に要する費用が知事が別に定めるところにより算定した額と比較して増加したことにより損害を受けた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金	当該原木1本につき調達に要する費用の増加額が、50円未満の場合にあっては1本につき25円、50円以上100円未満の場合にあっては1本につき50円、100円以上150円未満の場合にあっては1本につき100円、150円以上の場合にあっては1本につき150円	被害生産者がしいたけ栽培のための原木の購入価格が平成20年4月から平成23年3月までの平均購入価格と比較して増加したことその他当該原木の調達に要する費用が知事が別に定めるところにより算定した額と比較して増加したことにより損害を受けた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金	当該原木1本につき調達に要する費用の増加額が、50円未満の場合にあっては1本につき25円、50円以上100円未満の場合にあっては1本につき100円、150円以上 <u>200円未満</u> の場合にあっては1本につき150円、 <u>200円以上の場合にあっては1本につき200円</u>
[略]		[略]	
被害生産者が県の要請に応じた露地において生産されたしいたけの出荷の自粛により、しいたけほだ木の放射性物質による汚染を防止するために新たにビニルシートその他の資材を購入してしいたけほだ木の被覆等の措置を講じた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金	[略]	被害生産者が県の要請に応じた露地において生産されたしいたけの出荷の自粛により、しいたけほだ木の放射性物質による汚染を防止するために新たにビニルシートその他の資材を購入してしいたけほだ木の被覆等の措置を講じた場合に、当該被害生産者に対して貸し付ける資金	[略]
		被害生産者が県の要請に応じて使用を自粛したしいたけほだ木の人	当該遮光のための資材の購入代金及び張替えの措置に要した
		工ほだ場について、しいたけほだ	

		<u>木の放射性物質による汚染を防止</u> <u>するために新たに遮光のための資</u> <u>材を購入して当該人工ほだ場の遮</u> <u>光のための資材の張替えの措置を</u> <u>講じた場合に、当該被害生産者に</u> <u>対して貸し付ける資金</u>	<u>費用について、当該</u> <u>人工ほだ場の床面積</u> <u>1平方メートルにつ</u> <u>き3,101円</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。